

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問26（個）第9号）

第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった自己情報部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成26年10月30日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、「平成27年度広島県・市公立学校教員採用試験（受験番号〇〇）において名簿に登載されなかったとする判断にいたるまでの一切の文章（文書）評定者の職氏名を含む。」と記載した自己情報開示請求書による開示請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、異議申立人に係る次の文書（以下これらを総称して「本件評定票」という。）を本件請求に係る保有個人情報として特定し、本件評定票には、条例第14条第7号の不開示情報が含まれるとして自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年11月12日付けで異議申立人に通知した。

- (1) 評定者2名分の「面接試験（個人面接）評定票（〇〇）（面接Ⅰ）」（以下「面接Ⅰ評定票」という。）
- (2) 評定者2名分の「面接試験（個人面接）評定票（〇〇）（面接Ⅱ）」（以下「面接Ⅱ評定票」という。）
- (3) 評定者3名分の「模擬授業試験評定票（〇〇）」（以下「模擬授業試験評定票」という。）

3 異議申立て

異議申立人は、平成26年12月19日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

なお、実施機関は、平成27年1月5日に異議申立書を受け取ったが、当該異議申立書の記載事項に不備があったため、平成27年1月20日付けで異議申立人に補正を命令し、同年1月29日、補正された異議申立書を受理した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね

次のとおりである。

- (1) 平成27年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験（以下「本件試験」という。）の受験案内（以下「本件受験案内」という。）には、条例第10条第2項の規定により自己の結果について開示の請求をすることができ、その開示する保有個人情報「総合評価及び各試験項目別評価」であると記載されていたため、今後の自己開発に役立てようと、評定票の開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、評定票の評定項目及び着眼点に係る部分のみを開示し、評定内容等については黒塗りした文書を開示決定したもので、これは、本件受験案内の文言に相違しているとも考えられるところ、実施機関は本件受験案内で開示するとした内容が具体的には何を指しており、評定内容等がこれに該当しない理由を、本件処分において何ら説明していない。

また、実施機関は、開示しない理由として、「開示することにより、職員採用候補者選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と判断し、条例の該当条項を記載しているが、その客観的な蓋然性についても明らかにされていない。
- (3) さらに、評定内容以外の不開示部分については、「聴取事項」は異議申立人から聴取した事項であり、何らかの判断ではなく、事実についての記載であるし、評定者印は評定者が公務員である以上、氏名は公開されることが予定されていることからすると、「印」であっても当該公務員が職務上使用しているものを開示したところで、実施機関が主張する支障が発生するとは考えにくい。
- (4) 本件処分において、これらの点が記載されていないことは、実施機関が本件処分の理由を十分に説明していないことを意味し、理由の提示に瑕疵がある。
- (5) よって、本件処分は不当又は違法であるといわざるを得ない。
- (6) 実施機関は、理由説明書において、本件受験案内で開示するとした「総合評価及び各試験項目別評価」を記載した文書（以下「簡易開示用評価書」という。）は「選考する際の行政文書ではない」と述べているが、本件受験案内では開示できる保有個人情報として「総合評価及び各試験項目別評価」を指定しているのであり、「選考する際の行政文書ではない」のであれば、どういう位置づけなのか明らかにするとともに、仮に「選考する際の行政文書でない」としても、開示請求したのは「名簿に登載されなかったとする判断に至るまでの一切の文書」であり、「自己の結果」を表示している簡易開示用評価書又はこの評価書に係る起案が対象に含まれないことについて、説明を求める。

条例第10条第2項の規定により口頭で開示できるものを定めた実施機関の告示によれば、総合評価は「A～C」、試験項目別評価は「A・B」であり、これが実施機関の選考に係る判断結果として、受験者に口頭でも開示する情報であるならば、実施機関は口頭開示に係る起案を「名簿に登載されなかったとする判断に至るまでの一切の文書」として保有しているはずである。
- (7) 実施機関は、面接Ⅰ評定票の評定者印を不開示とした理由について、「試験委員は個人が特定される蓋然性が高い」と主張するが、開示請求する方法によらなくても、何らかの方法により特定される可能性はあり、公務員が職務として試験委員としての行為を行っている以上、それを受忍すべきである。仮に、特定されることに

より何らかの不利益や不都合が発生する可能性があるとしても、それは開示すべきか否かとは別の問題であって、説明の困難性や信頼関係上のトラブルは、適切な処理によって回避できる可能性が十分ある。仮に、行政運営に重大な支障を及ぼすのであれば、最初から試験委員を地方公務員以外の者に委任するという手法も考えられるが、実施機関はこのような手法は採用していない。

これらのことから、実施機関による恣意的な条例運用を避けるためにも、むやみに条例第14条各号に該当するものと判断されるべきでないとする。

なお、広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、実施機関が行った行為の適法性のみならず、当・不当をも判断する機関であるから、仮に本件異議申立てに理由がないと判断する場合は、当・不当について十分な見解を示していただくようお願いする。

- (8) 面接Ⅱ評定票の評定者印についても、上記(7)と同様、公務員が職務として試験委員としての行為を行っている以上、「評定者印」によって委員の氏名が明らかになり、その職員がどのような観察と見解によって評定しているのかが明らかになったとしても、それによる「公正かつ円滑な採用事務の確保」への支障とは、相当因果関係がないものと思われる。仮に因果関係があるのであれば、実施機関による十分な立証、主張を伺いたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 教員採用候補者の選考について

本件請求に係る保有個人情報、〇〇（以下「〇〇」という。）に係るものである。〇〇では面接（個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ）及び模擬授業を試験項目として実施した。個人面接Ⅰ及び個人面接Ⅱは、それぞれ評定者2名が担当する面接で、受験者に対して様々な質問を行い、広島県・広島市が求める教員像を踏まえて受験者を評価することを目的としている。

模擬授業は、評定者3名が生徒役となって、受験者が模擬授業を行うものである。

選考方法は、受験すべき全ての試験項目を受験している者を選考対象とし、各試験項目の評定票を基に、名簿登載者を決定する方法としている。

2 対象文書の特定について

- (1) 〇〇では、上記1のとおり、試験を実施し、選考していることから、各試験項目別の評定票である本件評定票を本件請求に係る保有個人情報として特定した。
- (2) 異議申立人は、本件受験案内記載の「総合評価及び各試験項目別評価」が何を指しているのか、そして簡易開示用評価書が本件請求の対象に含まれない理由についての説明がないと述べている。

本件受験案内記載の「総合評価及び各試験項目別評価」とは、各試験項目別の評定票の総合評定を、平成21年5月11日広島県教育委員会告示第2号（以下「告示」という。）の別表のとおり区分した保有個人情報であり、採用候補者名簿に登載さ

れなかった者に対し、結果通知の発送日の翌日から1か月間口頭による開示の請求（以下「簡易開示請求」という。）ができることとしているものである。

このため、簡易開示用評価書等の資料は、採用候補者名簿の登載者を決定した後で作成しており、簡易開示用評価書は選考する際の行政文書ではないため、本件請求の対象保有個人情報に含めていない。

3 部分開示決定の理由

(1) 面接Ⅰ 評定票について

ア 面接Ⅰ 評定票は、〇〇の試験項目である個人面接Ⅰの評定結果を記載するためのものであり、「試験場番号」、「校種・教科・科目」、「受験番号」、「氏名」、「性別」、「評定者印」、「評定項目」、「着眼点」、「聴取事項」、「総合評定」、「人物総評」を記入する欄及び「評定者の記入事項」で構成されている。

これらの情報のうち、不開示としたのは、「評定者印」欄、「着眼点」欄、「聴取事項」欄、「総合評定」欄、「人物総評」欄及び「評定者の記入事項」である。

イ 「着眼点」欄について

「着眼点」欄には、評価の方法及び評価項目が記載されており、不開示としたのは、評価の方法である。

この情報は、受験者個々の所作に応じて個別に判定を行っているものであり、評価の方法を開示すると、何をどう評価するかという具体的な評価の基準が明らかとなり、その結果、受験者がそれを意識した偏った行動をとることにより、受験者の資質や教員としての適性を正確に判断することが困難になり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第14条第7号ニ及びへに該当し、不開示とすることが適当と判断した。

なお、審査会による平成26年2月10日付け答申（諮問24（情）第106号。以下「別件答申」という。）において、この情報は、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第10条第6号に該当し、不開示とすることが妥当と答申されている。

ウ 「聴取事項」欄について

「聴取事項」欄には、選考に関する具体的な質問事項等及び具体的な内容が記載されており、不開示としたのは項目名以外である。

まず、個人面接で質問することとしている具体的な内容を不開示とした理由については、受験経験者にこれを開示すると、今後の選考試験で質問される可能性が高いと推測される内容が明らかになるため、受験者がそれを意識して十分な対策を講じるとか、十分な対策を講じた質問への回答に時間を費やすなどの偏った行動をとることにより、面接時の適度な緊張感が奪われ、受験者ごとの違いが分かりにくくなることや、受験者の資質や適性を確認するために必要な他の質問が十分にできなくなるなどにより、受験者の資質や教員としての適性を正確に判断することが困難になるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第14条第7号ニ及びへに該当し、不開示とすることが適当であると判断した。

また、上記（２）と同様、別件答申において、当該情報は不開示とすることが妥当と答申されている。

次に、「聴取事項」欄に評定者が記載した内容を不開示とした理由については、これを開示すると、その内容から個人面接で質問することとしている具体的な内容が推測され、質問事項等を開示した場合と同様の結果を招くことになる。また、評定票は、受験者から聴取した事項を正確に記載することを目的としたものではなく、受験者の評価を記載することを目的としたものであるため、評定者が記載した内容には、何を重視しどのように記載するか、聴取した内容をどのように解釈したかなどの評価が加わっており、評価が含まれる部分と事実を記載した部分を分離することはできず、また、評定者は評定票の記載に当たり表現を吟味する余裕はないことから、一部でも開示されることになれば、評定者が自己の認識を加えた自由な表現を用いず、受験者の発言どおりの記述に専念したり、発展的な質問をすることや、率直な感想や意見を記入することをちゅうちょしたりすることにより、受験者の資質や適性を正確に判断することが困難になるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、「聴取事項」欄に評定者が記載した具体的内容は、条例第14条第7号ニ及びへに該当し、不開示とすることが適当であると判断した。

エ 「評定者印」欄、「総合評定」欄、「人物総評」欄及び「評定者の記入事項」について

これらの部分には、評定者の印影及び評価の内容が記載されており、不開示したのは項目名以外である。

選考試験における個人面接及び模擬授業の評定者の多くは、学校勤務の管理職員や広島県及び広島市の教育委員会事務局等に勤務する職員で構成されており、一方で、現職教員を含め受験者の多くが臨時的任用職員等として学校に勤務する場合があります。任用の手続等のため教育委員会事務局等で勤務する職員との接点も多く、評定者が特定される蓋然性が高い。他方、評定者には、受験者の発言、態度、所作など少なからず人格的な部分の評価することが求められることから、評定者が行う評価と受験者自らが抱いている自己の人格の認識と食い違ふことが想定される。

このことから、不開示とした部分が受験者に開示されることとなると、評定者の評価と受験者の認識の食い違いについて、受験者が評定者に対して説明や訂正等を求める働きかけがなされるおそれがある上、評定者は評定票の記入に当たり表現を吟味する余裕はないことを踏まえると、評定者が、試験後に受験者に評価の内容等を説明しなければならない場合の困難さを懸念し、また、受験者との間に後日生じるかもしれない信頼関係上のトラブルの発生に配慮して、受験者の否定的な評価についてありのままに記載することを差し控えたり、率直な感想や意見を記入せず、画一的な記載に終始したりすることが予想される。

以上のことから、これらを開示した場合、選考試験に必要な受験者本人の正確な情報を把握することが困難になり、公正かつ円滑な採用事務の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第14条第7号ニ及びへに該当し、不開示とする

ことが適当であると判断した。

(2) 面接Ⅱ評定票について

ア 面接Ⅱ評定票は、〇〇の試験項目である個人面接Ⅱの評定結果を記載するためのものであり、「試験場番号」、「校種・教科・科目」、「受験番号」、「氏名」、「性別」、「評定者印」、「評定項目」、「着眼点」、「特記事項」、「総合評定」、「人物総評」を記載する欄及び「評定者の記入事項」で構成されている。

これらの情報のうち、不開示としたのは、「評定者印」欄、「着眼点」欄、「特記事項」欄、「総合評定」欄、「人物総評」欄及び「評定者の記入事項」である。

イ 「着眼点」欄について

上記（１）のイと同様の理由により、不開示とすることが適当と判断した。

ウ 「評定者印」欄、「特記事項」欄、「総合評定」欄、「人物総評」欄及び「評定者の記入事項」について

これらの部分には、評定者の印影及び評価の内容が記載されており、不開示としたのは項目名以外である。

上記（１）のエと同様の理由により、不開示とすることが適当と判断した。

(3) 模擬授業評定票について

ア 模擬授業評定票は、〇〇の試験項目である模擬授業の評定結果を記載するためのものであり、「試験場番号」、「受験番号」、「評定者印」、「校種」、「教科」、「科目」、「氏名」、「性別」、「評定項目」、「着眼点」、「総合評定」、「総評」を記載する欄及び「評定者の記入事項」で構成されている。

これらの情報のうち、不開示としたのは、「評定者印」欄、「着眼点」欄、「総合評定」欄、「総評」欄及び「評定者の記入事項」である。

イ 「着眼点」欄について

上記（１）のイと同様の理由により、不開示とすることが適当と判断した。

ウ 「評定者印」欄、「総合評定」欄、「総評」欄及び「評定者の記入事項」について

これらの部分には、評定者の印影及び評価の内容が記載されており、不開示としたのは項目名以外である。

上記（１）のエと同様の理由により、不開示とすることが適当と判断した。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、本件試験を受験した異議申立人が、採用候補者名簿に登載されなかったとする判断に至るまでの一切の文書に記載された保有個人情報の開示を求めるものであり、実施機関は、本件請求の対象となる保有個人情報として本件評定票を特定し、その一部が条例第14条第7号の不開示情報に当たるとして本件処分を行ったものである。

これに対し、異議申立人は、本件請求に係る保有個人情報には、簡易開示請求により開示される簡易開示用評価書及びその起案文書が含まれる旨主張するとともに、本件処分により不開示とされた部分を開示するよう求めている。

よって、以下、実施機関が簡易開示用評価書及びその起案文書を対象としなかったことの妥当性及び本件処分における不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 簡易開示用評価書及びその起案文書の取扱いについて

- (1) 異議申立人は、簡易開示用評価書が、選考に係る判断結果として簡易開示請求において開示される情報であるならば、実施機関は簡易開示用評価書及びその起案文書を「名簿に登載されなかったとする判断に至るまでの一切の文書」として保有しているはずである旨主張する。
- (2) 実施機関に確認したところ、簡易開示用評価書は、簡易開示請求をした者に開示することを目的に、採用候補者名簿に登載されなかった者（以下「不合格者」という。）の成績のみを記載する形で作成している文書であるから、その作成時期は、選考が終了し、採用候補者名簿の登載者が決定した後であるとのことであった。
- (3) また、当審査会において受験案内及び告示を見分したところ、簡易開示請求で開示される内容は、不合格者の評価であると認められ、上記実施機関の説明に不自然な点は認められない。
- (4) 確かに、採用候補者名簿に登載されなかったという判断は、受験者の評価を踏まえてなされるものであるから、開示請求書に記載された「名簿に登載されなかったとする判断に至るまでの一切の文書」には、受験者の評価が記載されている一切の文書が含まれると解釈し、簡易開示用評価書及びその起案文書を対象とする余地もないわけではないが、当該開示請求書の記載を踏まえると、本件請求の趣旨は、「開示請求者が採用候補者名簿に登載されなかったという判断に用いられた一切の文書」と捉える方が自然と考えられるところ、上記（2）のとおり、実施機関は、まず、採用候補者名簿の登載者についての判断、すなわち、異議申立人を採用候補者名簿に登載しないとする判断を行った後、当該判断とは別に、不合格者からの簡易開示請求に対応することを目的に、簡易開示用評価書及びその起案文書を作成しているのであって、これらの文書は当該判断が行われた時点では存在しえないものである以上、実施機関が、簡易開示用評価書及びその起案文書を本件請求に係る対象保有個人情報としなかったことは、違法又は不当とはいえない。

3 不開示情報該当性について

(1) 本件対象保有個人情報について

ア 面接Ⅰ評定票について

面接Ⅰ評定票は、〇〇の試験項目である個人面接Ⅰを担当する評定者2名が、異議申立人に対して行った個人面接Ⅰの結果をそれぞれ実施機関が定めた書式に記載した2件の文書である。

イ 面接Ⅱ評定票について

面接Ⅱ評定票は、〇〇の試験項目である個人面接Ⅱを担当する評定者2名が、異議申立人に対して行った個人面接Ⅱの結果をそれぞれ実施機関が定めた書式に記載した2件の文書である。

ウ 模擬授業評定票について

模擬授業評定票は、〇〇の試験項目である模擬授業を担当する評定者3名が、異議申立人が行った模擬授業の結果をそれぞれ実施機関が定めた書式に記載した3件の文書である。

(2) 不開示部分について

当審査会において本件評定票を見分したところ、それぞれ次に掲げる事項が不開示とされており、その理由として実施機関は、これらの部分は、条例第14条第7号ニ及びへに掲げる不開示情報に該当する旨説明している。

ア 面接Ⅰ評定票の不開示部分

評定者の印影、「着眼点」欄に記載されている評価の方法、「聴取事項」欄に記載されている質問事項等及び評定者の記載事項

イ 面接Ⅱ評定票の不開示部分

評定者の印影、「着眼点」欄に記載されている評価の方法、「特記事項」欄に記載されている説明書き及び評定者の記載事項

ウ 模擬授業評定票の不開示部分

評定者の印影、「着眼点」欄に記載されている評価の方法、「総評」欄に記載されている説明書き及び評定者の記載事項

(3) 条例の規定

条例第14条第7号は、「県の機関（略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の例として「ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」及び「へ 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的の達成ができなくなり、又はこれらの事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」を掲げている。

(4) 評定者の印影について

〇〇の試験項目は、面接（個人面接Ⅰ及び個人面接Ⅱ）及び模擬授業であり、いずれも評定者が受験者の人物、所作等を評価する試験であるから、その信頼性、妥当性が確保されるためには、特に、評定者が面接や模擬授業を通じて自由に記録を記載し、これらの試験で観察したことや感じたことに基づいて率直な評定を行うことができる状況にあることが前提になると認められる。

実施機関によれば、評定者は試験の都度、県立及び広島市立学校に勤務する管理職員や広島県及び広島市の教育委員会事務局等に勤務する職員から選定されており、評定者となり得る者は限られるとのことであるし、教育職員の職員録が発行されていることから、評定者の印影が開示されれば、その印影から評定者が特定される可能性があると考えられる。

そして、評定者が面接等により受験者の人物等を評価する試験においては、実施機関が説明するように、評定者が行う評価と受験者自らが抱いている自己の人格や評価についての認識とが食い違うことが想定され、その食い違いについては、十分に説明をしたとしても理解を得られる性質のものとはいえないものであることや、

実施機関によれば、評定者が評定票を記載する時間は、いずれの評定票についても面接等の試験実施時間に受験者が入退室するための時間を加えた程度しかなく、評定者は適切な表現を吟味して評定票を記載することが困難であると認められる。さらに、評定票の記載に当たっては専用のペンを用いることとされており、一度記載した事項を訂正しようとしても、当該記載事項を消去することができないこと等を踏まえると、評定者の印影が開示されることによって、評定者が、苦情、批判、いわれのない非難等を受けることを懸念し、受験者について否定的な評価をありのままに記載することを差し控えたり、評定内容について画一的な記載に終始したりするなど、評定者の観察や率直な意見が評定に反映されにくくなり、受験者に対する適切な評価が困難になるなど、今後の教員採用試験の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、評定者の印影は、条例第14条第7号の不開示情報に該当する。

なお、異議申立人は、公務員が職務として試験委員（評定者）としての行為を行っている以上、個人が特定されることは受忍すべきである旨主張するが、上記のとおり、評定者が面接等により受験者を評価する試験を適正かつ公平に行うためには、評定者が率直な評定を行うことができる状況を確保することは特に重要であるから、異議申立人のこの主張は、認められない。

また、異議申立人は、受験者への説明の困難性や信頼関係上のトラブルは、適切な処理によって回避できる可能性があることや、試験委員を公務員以外の者に委任するという手法も考えられる旨主張するが、試験の実施方法は実施機関の裁量に属する事項であって、当審査会の権限が及ぶものではなく、当審査会としては、実施機関の現行の選考事務において、開示による支障が生じるおそれがあるかどうかを判断するものであり、異議申立人のこの主張は、上記判断を左右するものではない。

(5) 本件評定票の「着眼点」欄に記載されている評価の方法、面接Ⅱ評定票の「特記事項」欄及び模擬授業評定票の「総評」欄に記載されている説明書きについて

当審査会において、これらの不開示部分を見分したところ、その内容は開示することにより、試験における評価方法を明らかにするものであると認められるものの、その記載内容から、実施機関が説明するように、受験者が偏った行動をとることにより、受験者の資質や教員としての適性を正確に判断することが困難になるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす具体的なおそれがあるとは認められない。

したがって、これらの不開示部分は、条例第14条第7号の不開示情報には該当しない。

なお、実施機関が説明するとおり、これらの不開示部分に記載されている内容については、別件答申において不開示とすることが妥当である旨判断されているところである。

しかし、別件答申は、情報公開条例に基づく開示請求に係る処分についてのものであって、条例に基づく自己情報の開示請求についての本件処分とは異なる。

すなわち、自己情報の開示を求める本件請求に対し、これらの不開示部分に記載されている内容を不開示とすると、自己の情報がどのような意味を持つものであるかが明らかにならず、自己情報の開示請求の趣旨を損なうことになるから、本件答

申においては、別件答申とは異なる判断をしたものである。

(6) 評定者の記載内容のうち、着眼点についての評価、総合評定、人物総評、特記事項及び総評

当審査会において、これらについて評定者が記載した内容を見分したところ、これらの部分には、異議申立人及び同人の模擬授業に対し、評定者が行った着眼点についての評定結果や、評定者が感じた印象や特筆すべき事項などについての主観的な意見、総合的な評価等が率直かつ具体的に記載されていることが認められた。

〇〇の評定の信頼性及び妥当性が確保されるためには、受験者に関して、評定者が面接及び模擬授業において観察したことや感じたことに基づいて、自由かつ率直に評定を行うことができる状況にあることが前提になると認められる。

上記(4)のとおり、受験者の人物等を評価する試験においては、評定者が行う評価と受験者自らが抱いている自己の人格や評価についての認識とが食い違うことが想定され、その食い違いについては、十分に説明をしたとしても理解を得られる性質のものとはいえないものであることや、評定票の記載に当たっては評定者は適切な表現を吟味することができない状況にあることを踏まえると、これらの評定者の意見、評価等が記載された部分を開示することにより、納得しない受験者等から、説明を求められたり、苦情、批判、いわれのない非難等をされたりするおそれがあることを懸念して、評定者が受験者について否定的な評価をありのままに記載することを差し控えたり、評定内容について画一的な記載に終始したりするなど、評定者の観察や率直な意見が評定に反映されにくくなり、受験者に対する適切な評価が困難となるなど、今後の教員採用試験の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの評定者の記載については、条例第14条第7号の不開示情報に該当する。

(7) 「聴取事項」欄に記載されている質問事項等

当審査会において面接Ⅰ評定票の「聴取事項」欄に記載されている質問事項等を見分したところ、その内容は、個人面接Ⅰにおいて評定者が受験者に質問する項目及び「聴取事項」欄を記入する際の説明書き（以下「本件質問事項等」という。）が記載されていることが認められた。

実施機関に確認したところ、個人面接Ⅰでは、評定者が評定票に記載された質問事項に限らず、発展的な質問や別の質問をしているため、受験者はどの質問が予定された質問であるかを知ることはできないとのことであった。この点を踏まえ、実施機関は、本件質問事項等を不開示とした理由は、受験経験者に具体的な質問内容等を開示すると、あらかじめ質問内容が推測されてしまうため、面接時の適度な緊張感が奪われ、受験者ごとの違いが分かりにくくなることや、受験者が事前に推測した質問への回答に時間を費やし、評定者に他の質問を十分にできなくさせることなどにより、評定者が受験者の資質や適性を正確に判断することが困難になるおそれがあることなどを説明する。

しかしながら、本件請求は、別件答申のように質問事項等の公開を求めるものではなく、これらの質問を受けたことがある者が、本件質問事項等及び自己の回答の

開示を求めるものである。

この点を踏まえて検討すると、本件質問事項等のうち別表の「開示すべき部分」欄に掲げる部分に記載されているもの（以下「別表の質問事項等」という。）については、その内容からみて、開示の有無にかかわらず、〇〇を受験したことがある者が、当該質問事項等を想定し、対策を講じることは可能と考えられる。また、評定者が適切に時間管理をすることなどにより、他の質問ができなくなるといった支障が生じないようにすることも可能と考えられる。

このように、別表の質問事項等を開示したとしても、実施機関が説明するような具体的な支障が生じるとは認められないため、別表の質問事項等は、条例第14条第7号の不開示情報には該当しない。

一方、本件質問事項等のうち別表の質問事項等以外のものについては、個人面接Ⅰにおいて多数の質問がなされることを踏まえると、受験者が質問されることを推測できる内容のものであるとは認められない。よって、これを開示すると、開示された質問事項に基づいて他の受験者よりも十分な対策を講じることが可能となるから、今後の〇〇において、受験者を適切かつ公正に選考することが困難になるおそれがあると認められる。

よって、本件質問事項等のうち別表の質問事項等以外のものについては、条例第14条第7号の不開示情報に該当する。

(8) 評定者の記載内容のうち、受験者からの聴取事項等

当審査会において「聴取事項」欄、欄外等に評定者が記載した内容を見分したところ、面接や模擬授業において、評定者が異議申立人から聴取した内容などが、項目を選択する方法や自由な表現で記載されていることが認められた。

異議申立人は、「聴取事項」欄については、異議申立人から聴取した内容であり、事実についての記載であるから開示すべき旨主張している。

一方、実施機関は、評定者が記載した内容には、評定者の評価が加わっており、事実の記載と評価の記載とを区分することができないし、また、評定者は評定票の記載に際し表現を吟味する余裕はないことから、当該記載内容が開示されることになれば、評定者による率直な感想や意見を記載することが困難になり、受験者の資質や適性を正確に判断することが困難になるおそれがある旨説明する。

実施機関に確認したところ、評定者に対して、「聴取事項」欄、欄外等に記載する内容については、気になる事項があればどのようなことでも記載するよう伝えているため、評定者がそれぞれの判断と認識に基づき、評定に必要と思われる事項や気になることを自由に記載しているとのことであった。

確かに、当審査会が見分したところ、「聴取事項」欄、欄外等の評定者が記載した内容のうち、自由な表現で記載されている部分には、同じ試験項目に係る評定票であっても評定者ごとに記載事項に違いがある箇所や、同じ事項に関する記述であっても用いられている表現に違いがある箇所が認められた。

上記(4)のとおり、評定者は、評定票の記載に際し、表現を吟味する余裕はないことも踏まえると、「聴取事項」欄、欄外等の評定者が記載した内容のうち、評定者の自由な表現で記載されている部分は、評定者が受験者から聴取した内容等を

独自の判断で評価、解釈等した上で、必要と認めた事項を率直に記載すべき部分に当たると認められる。なお、〇〇の信頼性、妥当性が確保されるためには、特に、評定者が自由に記録を記載し、観察したことや感じたことに基づいて率直な評定を行うことができる状況にあることが前提になると認められる。

このことを踏まえると、評定者が独自の判断で評価、解釈等した上で、表現を吟味せず率直に記載すべき部分については、そこに記載されている内容が受験者から聴取した内容等に基づくものであったとしても、開示されれば、評定者ごとの記載内容の表面的な不一致、表現上の不適切さ等が指摘されたり、記録の内容に関する受験者の認識との食い違いなどに起因する質問、苦情、批判、いわれのない非難等がされるおそれがあることから、評定者が発展的な質問等や記録そのものを控えたり、受験者の発言どおりの記述に専念するなどし、評定者の評価、解釈等が評定に反映されにくくなることなどによって、受験者に対する適正な評価が困難になるなど、今後の教員採用試験の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、「聴取事項」欄、欄外等の評定者が記載した内容のうち、評定者が受験者から聴取した内容等を評価、解釈等した上で記載すべき部分に記載されているものについては、条例第14条第7号の不開示情報に該当する。

しかしながら、評定者が受験者から聴取した内容を、項目を選択する方法又は数字を記載する方法で記載すべき部分については、評定者が独自に評価、解釈等して記載するものとは認められないことから、当該部分の記載内容を開示したとしても評定者が記録そのものを控えたりするなどして、評定者の評価、解釈等が評定に反映されにくくなることなどのおそれがあるとは認められない。

よって、評定者が記載した内容のうち、受験者から聴取した内容について、項目を選択する方法又は数字を記載する方法により記載すべき部分に記載されているものについては、条例第14条第7号の不開示情報には該当しない。

(9) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 表

対象保有個人情報	開示すべき部分
面接Ⅰ評定票	<ul style="list-style-type: none"> ・「着眼点」欄に記載されている評価の方法（評定者が評定結果を記載する部分を除く。） ・「聴取事項」欄に記載されている質問事項のうち、下から2番目以外のもの ・「聴取事項」欄に記載されている一番上の質問事項の右側の評定者が自由な表現で記載する欄に記載されている説明書き ・「聴取事項」欄のうち、評定者が受験者から聴取した内容について項目を選択する方法又は数字を記載する方法により記載する欄（表題を含む。）
面接Ⅱ評定票	<ul style="list-style-type: none"> ・「着眼点」欄に記載されている評価の方法 ・「特記事項」欄に記載されている説明書き
模擬授業評定票	<ul style="list-style-type: none"> ・「着眼点」欄に記載されている評価の方法 ・「総評」欄に記載されている説明書き

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
27. 2. 4	・ 諮問を受けた。
27. 2. 6	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
27. 3. 18	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
27. 3. 31	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
27. 5. 8	・ 異議申立人から意見書を収受した。
27. 5. 13	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
28. 1. 29 (平成27年度第10回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 2. 19 (平成27年度第11回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 3. 24 (平成27年度第12回)	・ 実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
28. 4. 28 (平成28年度第1回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 5. 30 (平成28年度第2回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 6. 27 (平成28年度第3回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
横 山 信 二 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授